



受取保険金の収益計上時期

～ 支払通知日の事業年度で計上（全部取消し） ～

今回は、受取保険金の収益計上時期は、「死亡の日」か「支払通知日」かで争った最新の裁決事例をご紹介します。（令和6年2月26日公表裁決・全部取消し・TAINSコード: J134-3-05）

∞

∞

∞

∞

<事案の概要>

建築、土木工事請負業等を営む請求人A社は、各保険会社と、保険契約者及び死亡保険金の受取人をA社、被保険者を前代表者とする生命保険契約を締結していました。本件は、前代表者の死亡によりA社が受領した死亡保険金について、原処分庁が、被保険者の死亡日（令和3年12月）の属する事業年度（令和3年12月期）の益金の額に算入すべきであるとして法人税等の更正処分をしたのに対し、A社が、保険会社からの支払通知日（令和4年3月及び6月）の属する事業年度（令和4年12月期）の益金の額に算入すべきであると主張して、原処分の取消しを求めた事案です。

<国税不服審判所の判断>

審判所は、次のように判断して請求人A社の会計処理を認め、処分の全部を取り消しました。

1 法令解釈

法人税法第22条第4項は、現に法人のした利益計算が法人税法の企図する公平な所得計算という要請に反するものでない限り、課税所得の計算上もこれを是認するのが相当であるとの見地から、収益を一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計上すべきものと定めたものと解されるから、権利の確定時期に関する会計処理を、法律上どの時点で権利の行使が可能となるかという基準を唯一の基準としてしなければならないとするのは相当でなく、取引の経済的実態からみて合理的なものとみられる収益計上の基準の中から、当該法人が特定の基準を選択し、その基準によって収益を計上している場合には、法人税法上もその会計処理を正当なものとして是認すべきである。

2 収益計上時期（死亡日か支払通知日か）

保険金の支払は、その請求後、書類不備等の形式面のほか、免責事由その他保険金を支払わない事由の確認調査の必要性を検討した上で行われるものである。そうすると、前代表者の死亡診断書に記載された死因の種類が「病死及び自然死」のみであり、その記載上、直ちには免責事由の存在を疑わせる記載がないとしても、各保険会社の検討の結果次第では、保険金が支払われないこともあり得たといえる。

保険金の請求時期は、前代表者の死亡日から最長で5か月以上が経過しているが、A社が事業を継続しつつ、葬儀や、代表取締役の変更等を行う必要性を踏まえると、死亡時点から保険金の請求時点の間には、不自然又は不相当な間隔があるとはいえない。そうすると、A社が、恣意的に保険金の額の収益計上時期を令和4年12月期に繰り延べようと企図したとは認められない。

本件における具体的な事実関係の下での検討を踏まえれば、本件各保険金の額を令和4年12月期の雑収入等に計上した請求人の会計処理は、取引の経済的実態からみて合理的な収益計上の基準に則したものであるということができ、法人税法上も正当なものとして是認すべきと認められることから、本件各保険金の額は令和3年12月期の益金の額に算入されない。

……………（税法データベース編集室 市野瀬 茜子）

◇以上の判決について詳細（全文・A4判10頁）が必要な方は、2,500円（税抜）で頒布しますので下記までご一報ください。